

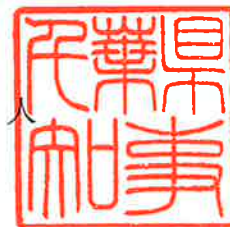
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 茨城県坂東市幸田16番地1

氏 名 幸上建工 株式会社
代表取締役 菊田 光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和3年10月15日

許可の有効年月日 令和8年8月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻，イ 汚泥，ウ 廃油，エ 廃酸，オ 廃アルカリ，カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），キ 紙くず，ク 木くず，ケ 繊維くず，コ 動植物性残さ，サ 動物系固形不要物，シ ゴムくず，ス 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），セ ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く），ソ 銧さい，タ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む），チ 動物のふん尿，ツ 動物の死体，テ ばいじん，ト 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）（産業廃棄物を廃棄物処理施設で固形化处理したものに限り）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については，石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については，それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年7月18日	新規許可
令和3年10月15日	更新許可・変更届（役員変更）
令和4年7月26日	変更届（役員変更）
令和6年7月11日	変更届（代表者変更，役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては，市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。